資料　6

薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業について

薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業について

背　　景

○「医療DXの推進に関する工程表（令和５年６月医療DX推進本部決定）」により、電子処方箋について、令和７年３月までに、オンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局に導入することを目指して必要な支援を行うことを規定

○厚生労働省は、令和４年度から電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対し、社会保険診療報酬支払基金（以下、「基金」とする。）を通じた補助金交付を実施。また、令和５年度補正予算により、都道府県が行う電子処方箋導入費用の助成を支援する事業を実施

薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業

1　補助対象者
都内薬局（健康保険法第63条第3項各号に定める保険薬局に限る。）

2　補助対象事業
(1) 電子処方箋の初期導入費用
(2) 電子処方箋管理サービスの新機能導入費用（＊）
(3) (1)と(2)の同時導入費用

＊リフィル 処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧など

3　主な補助条件
・申請時点で電子処方箋管理サービスの整備を終えており、かつ基金から２の補助対象事業に対する補助金の交付決定を受けていること。
・電子処方箋を受け付けていることについて、薬局内の掲示、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへの掲載等

4　申請期間
令和６年１０月１０日（木）から 令和６年１２月２７日（金）まで

5　補助金額

対　象　経　費	導入費用（上限）	補助率	補助上限額
(1) 電子処方箋導入費用	387,000円	４分の１	97,000円
(2) 電子処方箋新機能導入費用	256,000円	４分の１	64,000円
(3) (1)・(2)同時導入費用	553,000円	４分の１	138,000円

6　今後のスケジュール（予定）
・交付決定兼額確定通知　令和７年２月末
・補助金の支払い　　令和７年３月末

参考：電子処方箋について

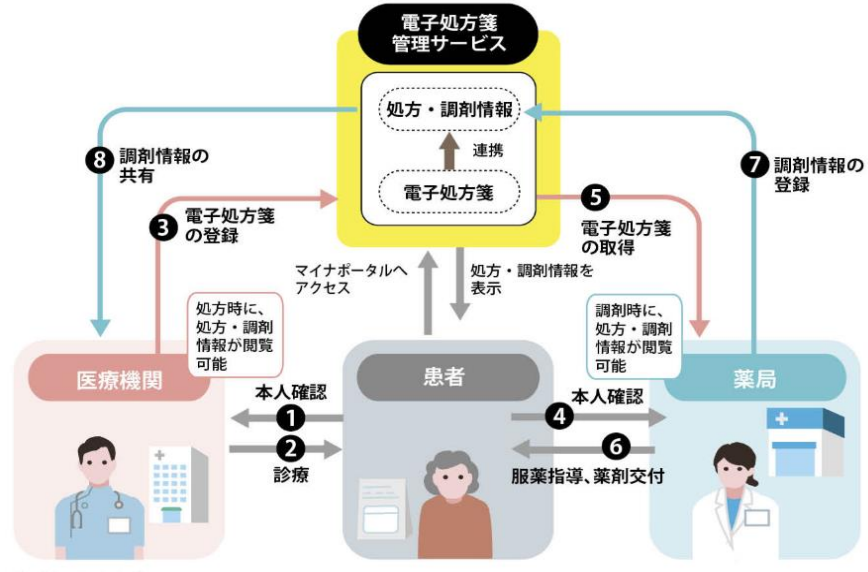

・令和5年1月26日運用開始
・薬局への導入率　都内 58.4%　全国 62.7%（令和7年1月）
・導入のメリット
　・安心安全な医療の享受（重複投薬や併用禁忌薬のチェック）
　・ﾏｲﾅｰﾎﾟｰﾀﾙで処方箋の確認が可能
　・医療従事者の事務処理の軽減（調剤情報入力等の作業削減）